様式第１号(第４条関係)

付議(報告)書

令和６年６月18日

部課名（生活福祉部　環境衛生課）

1　件名	家電リサイクル法対象品目運搬手数料の徴収について
2　目的	特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）により、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機を廃棄する場合、消費者がリサイクル料金に加え、指定引取場所までの収集・運搬料金を支払っております。現在、郵便局にてリサイクル料金を支払った対象品目を中間処理施設に直接搬入された場合、無償で引き取りを実施しておりますが、中間処理施設から指定引取場所（大洲市）までの運搬が必要であり、これを市が負担している状況となっております。排出者責任の観点からも運搬手数料の徴収について検討を行います。
3　効果	負担している運搬に係る費用を補填することとなり、財政負担の軽減が図られます。
4　現状と課題	大手家電量販店においては、自社購入品を安価に引き取るなどはあるものの、持込の場合 1,100～3,300 円の料金を徴収しています。一方、県内自治体においては、20 市町中 15 市町は引き取りを実施しておらず、引き取りを実施している市町においても、収集もしくは持込と違いあるものの、1,200～3,300 円の手数料を徴収しており、無償としているのは当市のみとなっています。
5　対応	「西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の改正が必要となるとともに、市民への周知も必要となります。また、今年度中に「ごみ分類表」の改訂を予定しており、内容の修正が必要となります。
6　スケジュール	令和７年４月１日～
7　関係法令等	・特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） ・西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
8　関係課	－
9　予算関連	－
10　総合計画の位置づけ	政　　策）まちづくり 施　　策）自然環境・生活環境の保全 基本事業）適正な廃棄物処理 事務事業名）宇和清掃センター管理運営事業 野村クリーンセンター管理運営事業 城川清掃センター管理運営事業
11　その他	

様式第３号(第６条第関係)

会議結果報告書

令和６年７月11日

１　会議日時	令和６年６月 28 日
２　場　　所	議員全員協議会室
３　件　　名	家電リサイクル法対象品目運搬手数料の徴収について
４　出 席 者	副市長、教育長、各部長級職員、総務課長、財政課長、政策推進課長、環境衛生課長、政策推進課関係職員
５　会議結果	■　案のとおり決定する □　一部修正の上、決定する □　継続して検討する □　案を否決する □　報告を了承する
６　会議内容	・回収を行っている他市町の状況は →収集を行っている市町もあり、運搬料金も高い状況である。 ・近年、市の中間処理施設への家電の搬入台数が増加しているが、その原因は。 →小売業者が引き取るべき対象品目が、市の中間処理施設に搬入されている可能性も考えられる。 ・指定された粗大ごみ回収日に、対象家電も持ち込まれているのか。 →リサイクル券を購入したうえで、持ち込まれたものについては回収している。 ・今後は、運搬料を徴収する方向でよいのではないか。 ・市内に指定引取場所がないことや運搬料の負担は発生するが、現在の処理の流れと同じであり、市民がスムーズに移行できるのではないか。 ・運搬手数料を徴収することにより、不法投棄の増加が心配される。不法投棄に関する情報があれば、早期に動くことが望ましい。 →引き取り義務外品については、地域の実情に応じて回収体制の構築を図るよう国の「小売業者の引取義務外品の回収体制構築に向けたガイドライン」により、促されていることから、現状どおり、市で回収を行い、運搬手数料についても他市町同様徴収することが望ましいと考える。

備考：会議内容を簡潔に記載すること

家電リサイクル法対象品目
運搬手数料の徴収について

１．家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）について

【概要】

限りある資源の有効活用と、健全なリサイクル社会をつくるために、使用済みの家電製品を回収して再商品化することを目的とし、製造業者、小売業者、事業者及び消費者、国、地方公共団体のそれぞれの責務を規定しています。

【対象機器】

エアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式、有機ＥＬ式）

冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機　※ 家庭用機器に限る

【リサイクル料金（例：パナソニック）】※メーカー・サイズによって異なります。

エアコン	990円	冷蔵庫・冷凍庫	3,740～4,730円
テレビ	1,320～1,870円	洗濯機・衣類乾燥機	2,530円

【引取義務・義務外品】

小売業者は、①過去に販売した家電リサイクル対象品目、②販売するものと引き替えに引き取りを求められた同じ家電リサイクル対象品目の引取りが義務付けられています（引取義務）。

一方、過去に購入した小売業者が存在しない、買い替えでもなく小売業者に引取義務が課せられない家電リサイクル対象品目を引取義務外品といいます。

引取義務外品については、回収体制が構築されていないことにより、不法投棄や違法な廃棄物回収業者への引き渡し等につながるおそれがあることから、平成27年３月には「小売業者の引取義務外品の回収体制構築に向けたガイドライン」がまとめられ、市町村は地域の実情に応じて回収体制の構築を図るよう促されています。

西予市では、令和元年度の「ごみ分類表」改訂にあわせて、令和２年４月１日から市中間処理施設でのリサイクル料金を支払った対象品目の受入れを実施しています。

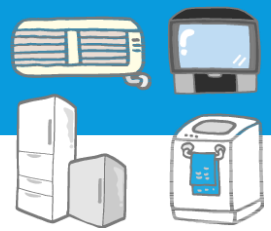

消費者

リサイクル料金支払

リサイクル券交付

郵便局

リサイクル料金
＋
収集運搬料金
支払

小売業者

リサイクル券をもち
運　搬

リサイクル券をもち
直接搬入

リサイクル券をもち
直接搬入

現在はリサイクル券をもち
家電を直接搬入される方から
運搬手数料を徴収しておりません

西予市

宇和清掃センター
野村クリーンセンター
城川清掃センター

リサイクル券をもち
運　搬

無償で受入していますが
運搬に経費がかかっています

指定引取場所

近隣の指定引取場所
・四国西濃運輸（株）大洲営業所（大洲市）
・株式会社 清水商店（宇和島市）

家電リサイクル対象品目処理の流れ

2．排出者（消費者）の負担について

【費用負担】

リサイクル料金　＋　収集・運搬料金（各小売業者が設定）

【収集・運搬料金（家電量販店）】

	エアコン	テレビ	冷蔵庫 冷凍庫	洗濯機 衣類乾燥機	
ヤマダ電機	2,500	2,500	2,500	2,500	持込
エディオン	1,100 2,200	1,100 2,200	1,100 2,200	1,100 2,200	持込（エディオンで購入） 持込（エディオン以外で購入）
ケーズデンキ	3,300	2,750	3,300	2,750	持込
ベスト電器	2,500	2,500	2,500	2,500	配送時引取

【収集・運搬手数料（県内市町）】

	エアコン	テレビ	冷蔵庫 冷凍庫	洗濯機 衣類乾燥機	
四国中央市	2,100	1,200～1,800	2,400～3,300	1,800	収集
上島町	2,800 3,300	2,800 3,300	2,800 3,300	2,800 3,300	持込 収集
久万高原町	3,300	3,300	3,300	3,300	持込・収集
松前町	2,600	2,600	2,600	2,600	収集
西予市	無償	無償	無償	無償	持込
県内平均（西予市除く）	2,762	2,613	2,950	2,688	

※ 他市町（15市町）については、小売店への引き渡しもしくは指定引取場所への直接搬入を案内

※ 西予市では「ごみの分類表」に「お近くの郵便局でリサイクル料金を支払うことで、市の清掃センターに持ち込むこともできます。」と記載

３．家電リサイクル法対象品目
運搬手数料の試算について

【運搬手数料】

１台につき　1,500円（税込）・2,000円（税込）・2,500円（税込）で試算

【令和５年度　搬入台数】

エアコン	１台	冷蔵庫・冷凍庫	27台
テレビ	46台	洗濯機・衣類乾燥機	38台

【歳入試算】

1,500円/台 × 112台 ＝ 168,000円

2,000円/台 × 112台 ＝ 224,000円

2,500円/台 × 112台 ＝ 280,000円

【歳出試算】

合計 150,713円

150,713円÷112台≒1,346円

・宇和清掃センター分

軽トラック燃費　15km/ℓ　ガソリン価格　178円/ℓ

宇和清掃センター ～ 四国西濃運輸(株)大洲営業所（片道）23km（往復）46km

軽トラックで月に１回運搬すると

46km ÷ 15km/ℓ × 178円/ℓ × 12回 ＝ 6,551円

作業時間を含め往復で２時間とすると（会計年度任用職員２名）

12回 × ２時間 × 1,110円/時間 × ２名 ＝53,280円

小計 59,831円

・野村クリーンセンター分

２ｔダンプ燃費　11km/ℓ　軽油価格　157円/ℓ

野村クリーンセンター ～ 四国西濃運輸(株)大洲営業所（片道）32km（往復）64km

２ｔダンプで月に１回運搬すると

64km ÷ 11km/ℓ × 157円/ℓ × 12回 ＝ 10,962円

作業時間を含め往復で３時間とすると（会計年度任用職員２名）

12回 × ３時間 × 1,110円/時間 × ２名 ＝ 79,920円

小計 90,882円

４．家電リサイクル法対象品目の取り扱いに関しての方向性について

① 現状と同様に「無償」で家電リサイクル法対象品目の受入れを実施する。

【メリット】

・不法投棄や違法な回収業者への引き渡し等のおそれが軽減され、適正なリサイクルが促進される。

【デメリット】

・燃料費や人件費などの諸経費が必要となるが、歳入がなく充当されない。

・本来、小売業者が引き取るべき対象品目が安価との理由から市の中間処理施設に搬入される。

② 家電リサイクル法対象品目の受け入れに際して、運搬手数料を徴収する。

【メリット】

・運搬手数料を1,500円以上徴収することとすれば、歳入が見込まれ財源となる。

・本来どおりに引取義務のある小売業者への引取りが促される。

・回収ルートがあることで、不法投棄や違法な回収業者への引き渡しが減少する。

【デメリット】

・消費者の費用負担が増加する。

・費用がかかるため処分されず、家庭内に保管されてしまう。

・不法投棄や違法な回収業者への引き渡し等につながるおそれがある。

・有料化前に駆け込み需要で、搬入台数が増加するおそれがある。

③ 市では家電リサイクル法対象品目を受け入れず、小売店もしくは一般廃棄物収集運搬業者を紹介する。

【メリット】

・本来どおりに引取義務のある小売業者への引取りが促される。

・手続きが簡略であり、消費者の手間は軽減される。

【デメリット】

・消費者の費用負担が増加する。

・費用がかかるため処分されず、家庭内に保管されてしまう。

・不法投棄や違法な回収業者への引き渡し等につながるおそれがある。

・受入中止前に駆け込み需要で、搬入台数が増加するおそれがある。

以上の①～③までの対応方法が考えられます。

担当部局としては

② 家電リサイクル法対象品目の受け入れに際して、運搬手数料を徴収する。

徴収料金については　2,000円

５．今後想定されるタイムスケジュールについて

令和６年６月28日　行政経営戦略会議
９月　条例改正について上程
11月　広報誌掲載
令和７年２月20日　改訂版ごみ分類表　配布
４月１日　有料化開始（条例施行）